

令和7年6月23日
支出負担行為担当官
情報通信政策研究所長

見積書提出依頼書

1 調達件名及び数量等

件名：電波監視車両の運転訓練研修の業務請負
数量等：仕様書のとおり

2 仕様書交付期間

令和7年6月23日9時～令和7年7月4日12時まで

3 見積書等提出の締切日時

令和7年7月4日12時まで

4 提出方法・提出先等

- (1) 提出方法 郵送又は電子メールで提出（締切日時必着）。郵送で提出する場合には封筒に調達件名を記載すること。電子メールで提出する場合にも、メール件名に調達件名を記載すること。いずれの場合にも会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。
- (2) 提出先 (郵送) 〒185-8795 東京都国分寺市泉町2-11-16
総務省情報通信政策研究所 総務・研修部総務課 財務係
(電子メール) iicp-soumu@soumu.go.jp
- (3) 見積書
 - ・見積者の氏名、住所及び連絡先（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の役職・氏名、住所、連絡責任者及び連絡担当者の氏名（電話番号及びメールアドレス）を記載すること。
 - ・内訳を記載すること。
- (4) その他
 - ・仕様書内容についての問い合わせは以下の連絡先に確認すること。
(連絡先) 情報通信政策研究所総務・研修部 企画課
042-320-5807（平日9:00～17:30）
 - ・見積書のほか、追加資料を求める場合がある。

5 開札日

令和7年7月4日（落札者等へは電話等で通知）

見積結果については、契約の相手方決定後速やかに所ホームページで公表する。

6 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 総務省又は他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (4) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

7 その他注意事項

一度提出された見積書の変更、取消及び差替えは認めないことに加え、以下各号に該当する見積書は無効とする。なお、変更及び差替えについて、軽微な誤りであり、当所が変更及び差替えを認める場合は除く。

- (1) 提出締切日時までに到着しなかった見積書。
- (2) 委任状のない代理人により提出された見積書。
- (3) 上記4（3）の記載内容を満たさないもの。
- (4) 同一の者により提出された2通以上の見積書。
- (5) 記載事項が不備な見積書。
 - ア 金額が不明確なもの。
 - イ 金額を訂正したもの。
 - ウ 品名・数量が仕様書の内容と異なるもの。
 - エ 調達する物品等の品名及び合価の記載のないもの。
 - オ 見積者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は見積者の氏名及び代理人の氏名）の判然としないもの。
 - カ その他記載事項が不備又は判読できないもの。
 - キ 明らかに連合によると認められるもの。
- (6) 新規に取引する場合で、電子メールで受領する場合は、電話・面談等による確認がとれない場合。押印されていない見積書を郵送で受領する場合には、本人確認情報を入力出来ない場合。
- (7) 提出された見積書に対して、説明や追加資料等を求められた時に、期限までにこれに応じない場合。

8 問い合わせ先

総務省情報通信政策研究所 総務・研修部総務課 財務係

電話 042-320-5805

「電波監視車両の運転訓練研修の業務請負」

仕 様 書

総務省情報通信政策研究所

仕 様 書

I 本調達の概要

1 件名

電波監視車両の運転訓練研修の業務請負

2 目的

本調達による業務は、「令和7年度電波監視科」（別紙として授業時間割を添付する。）の一部として実施される。

この中で、各総合通信局（所）等において、電波監視業務に係る車両を運転する者、又は運転する可能性がある者に対し、講義及び演習を行うことにより、車両の安全運転と緊急走行時に必要な知識及び技能を習得させることを目的として実施されるものである。

3 履行期間

契約締結日～令和7年10月31日（金）

但し、講義等の実施はI 4（2）①のとおり。

4 業務内容

（1）研修準備

① 業務着手

契約後速やかに総務省情報通信政策研究所（以下「研究所」という。）総務・研修部（以下「主管部」という。）において本研修を担当する教官（以下「担当教官」という。）（電話042-320-5816）に連絡を行い、研修の企画案、実施方法に関する打合せの実施日を調整すること。当該打合せには、本件請負業務に係る講義を行う個人（以下「担当講師」という。）を参加させ、契約後1週間以内に実施するものとする（担当教官から別段の指示がある場合はこの限りではない。）。

② 研修設計書等の提出

I 2に記載した本件請負業務の目的及び上記①の打合せを踏まえ、研修教材及び研修の実施方法等を記載した研修設計書を調整し、担当教官の了承を得た上で速やかに提出すること。電子ファイルの形式、提出方法及び提出先については、担当教官と協議すること。

（2）研修実施

① 実施日程

令和7年10月20日（月）15時20分から

令和7年10月23日（木）14時00分まで

② 実施方法

普通自動車第一種運転免許保有者を前提とし、安全性・迅速性が強く要求される業務に従事する運転者に必要な知識・技能を習得させるため、次のア～エの研修を実施すること。

ア 講義

5時間程度で、運転時に必要な基礎知識、並びに緊急走行時に必要な知識、関連法規及び運用に係る講義を実施すること。

イ 演習（運転）

16時間程度で、日常点検、基本走行、ブレーキング、危険回避、スキッド走行及び夜間走行、並びに模擬市街路での緊急走行時（赤色灯、サイレン吹鳴）の自車及び一般車両の誘導訓練等を効果的に組み合わせて、実技を実施すること。

ウ 使用車両

電波監視業務に使用する車両を想定し、実技研修においては、普通車両（ワンボックス）を使用すること。

エ その他

「研修開始日 10/20(月)約1時間」及び「研修最終日 10/23(木)約15分」は、当研究所が主宰する入所式、オリエンテーション及び修了式の実施にあたり、会議室及びTVモニター（HDMI端子付き）を提供すること。

③ 実施場所

上記②の内容を円滑かつ効果的に行える施設であり、総務省情報通信政策研究所から公共交通機関を使用し、概ね3時間で移動可能な業務請負業者が所有する施設で実施すること。

④ 宿泊場所

研修実施にあたり、宿泊場所（研修実施場所と同一敷地内又は隣接の施設）を研修生に提供すること。但し研修期間中に研修生に提供する食事については、別途、研修生から個別に料金を徴収すること。

また、同行の担当教官に提供する宿泊場所及び食事については、別途、担当教官から個別に料金を徴収すること。

⑤ 研修対象人数等

予定の研修人数は20名程度とする。

なお、研修人数等に変更が生じた場合には、担当教官と内容を調整する。

⑥ 研修における留意事項等

ア I 4(1)②で担当教官の了承を得た研修設計書等にしながら実施すること。また、講義及び演習の実施に際しては、以下の点に留意すること。

- ・ 研修生の習熟度に的確に対応する。
- ・ 最後の15分程度は、質疑応答を含めたまとめの時間とする。
- ・ 概ね90分につき、10分程度の授業準備時間をおく。

- イ 資料（テキスト等）は、次のとおりとすること。
- ・ I 4 (1) ②で担当教官の了承を得た研修設計書等を踏まえて、必要とされる知識の習得及び能力の開発に相応しい内容及び分量である。
 - ・ 資料は、講義の内容を体系的に理解でき、かつ要点を分かり易く整理したものである。
 - ・ 了承を得た資料から変更する場合、事前に教官の承認を得る。
 - ・ 資料は研修終了後、研修出席者及び総務省職員が使用可能なものを提供する。

ウ 使用言語等

講義及び演習並びに資料で使用する言語は、日本語とする。ただし、専門用語等一部について外国語を使用することが適当である場合には、この限りではない。

5 請負を希望する者に求められる要件

- (1) 本件請負業務を適切に履行するために、電波監視業務に係る車両を運転する者、又は運転する可能性がある者に対し講義及び演習を行うことにより、車両の安全運転と緊急走行時に必要な知識及び技能を習得させるべく、必要な能力及び体制を有していること。
- (2) 応募の時点で次の能力等を有する講師の予定を確保できていること。
- ① 当研究所の求める講義及び演習を確実にを行うために必要な経験、資格、業績等
 - ② 国、地方公共団体の研修機関又は職員数 300 人を超える企業等団体の研修機関での十分なノウハウと講師（講演）の経験
 - ③ 本件請負業務を適切に実施するために必要若しくは有用な、又は背景となる経歴及び知見

II その他

1 納入成果物

(1) 納入形態・納入期限

	納入成果物	納入形態	納入期限
①	研修設計書	電子ファイル 1部	I 4 (1) ②の担当教官の了承後、すみやかに提出。
②	資料（テキスト等）	・ 電子ファイル 1部 ・ 印刷物 23部 (研修生 20+研究所保管 3)	・ 令和 7 年 10 月 10 日 (金) ・ 印刷物は研修開始日に提出 (配付) すること
③	研修結果報告書	電子ファイル 1部 (別添様式参照)	令和 7 年 10 月 31 日 (金)

(2) 納入場所等

総務省情報通信政策研究所総務・研修部 担当教官
〒185-8795 東京都国分寺市泉町 2-11-16
TEL: 042-320-5816

2 知的財産権等

- (1) 請負者は、本契約に関して総務省が開示した情報（公知の情報等は除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は、第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管部の承認を得ること。

- (2) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、総務省が特に使用を指示した場合を除き、請負者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に主管部の承認を得ることとし、総務省は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら総務省の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。

この場合、総務省は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (4) 本請負の成果を公表する場合、請負者は原則として事前に総務省の承認を得るものとする。

- (5) 請負者は、本契約履行過程で第三者に事務の一部を請け負わせる場合は、当該請負者に対しても、上記（1）～（4）の内容を遵守させるものとする。

3 その他留意事項

- (1) 本仕様書の内容及び解釈等について不明箇所がある場合、その他研修の実施に関して特に必要がある場合は、事前に担当教官と協議し、対応に関する指示を受け、決定、解決すること。

この場合、当該協議に関する議事録を作成し、担当教官の確認を受けること。

- (2) 本件の実施中、損害を与えた場合及び損害を被った場合は、速やかに研究所に報告するとともに、請負者の故意又は重大な過失による場合は、請負者の責任においてこれを原状に復し、又は損害を請負者の負担により賠償すること。

- (3) 本研修実施に際して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」発令のおそれがあると認められる場合、その他の研修生の安全を確保するために研究所が必要と認めた場合は、研修方法に変更が生じる可能性があることに留意すること。
- (4) 講義及び演習の実施において知り得た情報等については、研究所から指示がある場合を除き、目的以外に使用又は、第三者に開示若しくは漏洩しないこと。
- (5) 契約に関する疑義については、総務省情報通信政策研究所総務・研修部総務課財務係（電話042-320-5805）まで照会すること。

以上

【授業時間割】 令和7年度電波監視科

学級主任(正) 廣瀬毅、(副) 加賀谷清治

時間	08:45 ~	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
日付	09:00	09:00~10:20	10:30~12:00	13:00~14:20	14:30~15:50	16:00~17:30
10/20(月)	全部受講者&部分受講者 (i 車両運転訓練) : 各地方局所から車両運転訓練施設へ(現地集合)			14:10~15:10 【入所式、オリエンテーション、ホームルーム】 全部受講者&部分受講者 (i 車両運転訓練) [訓練施設内]	15:20~17:30 電波監視車両運転訓練(1日目) 【外部請負】 [所外研修]	
10/21(火)	~20:30 (夜間運転訓練を実施 18:30~20:30) 電波監視車両運転訓練(2日目)					
10/22(水)	~17:30 電波監視車両運転訓練(3日目)					
10/23(木)	~14:00 電波監視車両運転訓練(4日目)			14:10~14:25 【修了式】 部分受講者 (i 車両運転訓練) [訓練施設内]	車両運転訓練施設から各地方局所へ(現地解散)	
				全部受講者: 車両運転訓練施設から情政研へ		
10/24(金)	/	09:30 ~ 10:20 特別講話 【本省監視管理室】	10:30~12:00 電波監視の業務施策 【本省監視管理室】	13:00~17:30 妨害波発信源の調査事例 【本省監視管理室&講師派遣】		
10/25(土)~26(日)	休日					
10/27(月)	08:45~11:00 重要無線通信妨害の事例紹介 【関東局監視第二課】 [所外研修: 関東局@千代田区]			11:10~17:30 電波監視装置等の活用事例(演習) 【関東局電波障害分析課】 [所外研修: 関東局@千代田区]		
10/28(火)	08:45~12:00 5Gに係るR&Dの現状 【NTTドコモR&Dセンタ】 [所外研修: YRP@横須賀市]			13:00~17:30 短波帯無線局の電波監視 【関東局宇宙国際監視課】 [所外研修: 三浦電波監視センター@三浦市]		

10/29(水)		09:00～12:00 デジタル通信技術（測定・監視） の基礎 【講師派遣（日本電気（株））】	13:00～15:10 違反処理関係法令（刑法 及び刑事訴訟法の基礎 知識） 【講師派遣（法務省）】	15:20～17:30 違反調書の取り方 【講師派遣（警察大学 校）】
10/30(木)	08:45～17:30 5 G 監視業務の測定演習 【外部請負】 [所外研修]			
10/31(金)		09:00～12:00 電波法令違反処理の規程・事例研 究（討議） 【本省監視管理室】		

注：授業時間割は、諸事情により変更することがあります。

網掛けの教科目は、「オンライン聴講者」あります。

研修期間：10日間（土日を除く。）

[i 車両運転訓練：10/20(月)-23(木)4日間、ii 電波監視業務：10/24(金)-31(金)6日間]

以上

令和 年 月 日

情報通信政策研究所 総務・研修部 御中

研修結果報告書

以下のとおり研修を終了したので、報告します。

法人名： _____

研 修 年 月 日	令和7年 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分
研 修 名 及 び 講 義 名	研修名： 令和7年度電波監視科 講義名： 電波監視車両運転訓練
講 師 名	
講師所感	全体所感
	研修生のモチベーションを維持し、研修効果を高めるために特に注意した点など